

世田谷区立小・中学校 保護者の皆さまへ

令和7年度から、土曜授業のあり方を変えていきます

令和6年12月

世田谷区教育委員会 事務局

区教育委員会では、豊富な体験を通し、様々なことを子どもたちが自分で考えていく教育を実践していくとした、教育振興基本計画を策定し、令和6年度から実施しております。

その一環として、令和7年度から全小・中学校において、原則として土曜授業を廃止し、ご家庭や地域での学びや体験ができる時間を確保しやすくしていきます。

地域や保護者の方に学校を見ていただき、ご理解をいただくための学校公開や、地域の方と協働した授業などは、これまで通り続けていきます。以下のQ&Aをご確認ください。

Q1 土曜授業がすべてなくなるのですか？

A1 いいえ。振替休業日のある土曜授業は、実施可能です。

Q2 土曜授業として、運動会や文化祭を実施することはありますか？

A2 はい。振替休業日のある土曜授業として実施することがあります。

Q3 土曜授業として、地域での防災訓練を実施することは可能ですか？

A3 はい。授業や学校行事として、適切に教育課程上に位置付けられていれば、実施できます。

Q4 土曜授業の日、給食はありますか？

A4 給食は実施する土曜授業の状況に応じて、決めます。

教員も、十分な休憩をとることが必要です。他の職場と同じように、学校も、振替休業日を取り、教育の質や地域との関係の向上、持続可能な学校運営を行っていきます。

現在、「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」を策定中です。教員の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を増やし、皆さまと協力しながら教育の質をさらに向上させる取組みを行っていきますので、引き続き、ご協力をいただきたくお願い申し上げます。

土曜日授業の見直し等に関すること 教育指導課(指導主事) 電話5432-2711

働き方改革に関すること 学校職員課(働き方改革担当) 電話5432-2960